

仕様書

東北デスティネーションキャンペーンのプロモーションに関する計画策定業務委託

本仕様書は、東北デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「甲」という。）が発注する東北デスティネーションキャンペーンに向けたプロモーションに関する計画策定業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

2021年4月から9月に実施する、東北デスティネーションキャンペーン（以下、「東北DC」という。）に向けて、東北の持つ魅力と東北DCを国内外に広く発信し効果的にPRするとともに、誘客及び機運醸成を図るためのプロモーション計画を策定し、2020年度から2021年度に継続的に実施していくことでその効果を最大化していくことを目的とする。

2 業務内容

(1) 現状分析とターゲットの選定

プロモーション計画を策定するにあたって、観光における東北の現状（地域特性や外部から見た東北のイメージ等）について分析を行ったうえで、注力すべきターゲット設定を行う。

【国内】

東北DCのプロモーションを展開していく中で、注力すべきターゲットを明確にすること。

【海外】

プロモーションを行うべき、国（市場）や層を明確にし、プロモーションの効果が最大化されるような手法を検討すること。

(2) プロモーション戦略の策定

(1) の結果を踏まえ、2020年度から2021年度の東北DC終了までの具体的なプロモーション戦略を策定すること。

- ・国内、海外で分けて策定し、海外においては市場を意識して策定すること
- ・東北DCのキャッチコピー「巡るたび、出会う旅。東北」に込めた「6県をさまざまなテーマ、ルートで周遊していただきたい」という思いを実現する戦略を策定すること。
- ・これまでDCで取り組んできたJRグループの取り組みや交通広告媒体の活用に加え、企業連携やデジタル媒体の活用も積極的に取り入れること。
- ・東北在住の方の機運醸成や盛り上がりを促進する戦略も合わせて策定すること
- ・PDCAを回すことを前提にKGI（重要目標達成指標）及びKPI（重要業績評価指標）を設定すること

(3) プロモーション実施計画

(2) で策定をしたプロモーション戦略に基づき、①から⑨に関する具体的な取り組み内容や手法などを示すとともに、スケジュール等の実施計画を明確にすること。

①DCガイドブックの制作

A4サイズ、春版（2021年2月頃納品）、夏版（2021年6月頃納品）

②JR 各駅掲出用ポスターの作成

B1 サイズ 5 種類、春版（2021 年 2 月頃納品）、夏版（2021 年 6 月頃納品）

③メディア出稿（テレビ、新聞、雑誌等）

（必ず出稿する媒体名については別途指示する）

④WEB プロモーション

（インフルエンサー施策、ソーシャルメディア広告、WEB 広告など）

⑤動画の活用

⑥周遊を促進するための施策（スタンプラリー、フォトコンテストなど）

⑦おもてなしや機運醸成に必要なもの

⑧イベント等の実施

⑨その他効果的なプロモーション

（4）2020 年度実施にかかる見積もりの作成

委託業務において作成した計画の実施にあたっては、2020 年 4 月及び 2021 年 4 月に改めて受託事業者の選定を行うため、上限となる費用の見積もりを示すこと。

業務履行に際して必要な会場借上費、会場機材費、機材返送費、備品費、取材費、旅費、食費等、また契約書類作成時の印紙代等、業務委託の企画及び実施に関する一切の費用は全て見積もり金額に含むものとする。

ただし、実施については 2020 年度以降の予算のため、東北 DC 推進協議会会員の東北 6 県及び市の一般会計予算が議決された場合は、当該業務の委託手続きを行なわない場合がある。

3 留意事項

- （1） 委託業務の実施にあたり著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、「乙」がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等により発生する費用は見積もり金額に含めること。
- （2） 委託業務により新たに発生した著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、すべて東北 6 県及び仙台市、（一社）東北観光推進機構に帰属するものとする。
- （3） 委託業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- （4） 「乙」は受託者として行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事はできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、「甲」と協議の上、業務の一部を再委託する事が出来る。

4 特記事項

- （1） 企画提案書の内容は、採用案決定後、「甲」との協議により委託費の範囲で変更する場合がある。
- （2） 業務の成果は、「甲」に帰属する。
- （3） この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。
- （4） 「甲」はプロポーザルの変更を行う事がある。
- （5） 「乙」は契約締結後、速やかに実施計画書を「甲」に提出すること。
- （6） 「乙」は委託業務完了後、速やかに業務完了報告書を「甲」に提出すること。